

命 令 書

申立人 あけぼのタクシー労働組合

被申立人 あけぼのタクシー有限会社

主 文

- 1 被申立人は、申立組合員 X1 に対してなした(1)昭和 53 年 3 月 16 日付、(2)同年 3 月 19 日付、(3)同年 3 月 26 日付、(4)同年 4 月 23 日付、(5)同年 6 月 2 日付各出勤停止処分及び同 X2 に対する(1)昭和 53 年 3 月 18 日付、(2)同年 3 月 20 日付、(3)同年 4 月 22 日付各出勤停止処分を撤回し、このような処分がなかったものとして取扱い、X2 に対する(1)の分を除き、両名に対し同処分がなければ受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
- 2(1) 被申立人は、申立組合員 X3 に対する①昭和 53 年 3 月 14 日付 3 箇月間、②同年 6 月 16 日付 4 日間、③同年 6 月 30 日付 2 日間、④同年 7 月 21 日付 7 日間、⑤同年 7 月 30 日付 3 箇月間の各出勤停止処分を撤回し、このような処分がなかったものとして取扱い、同処分がなければ受けるはずであった賃金相当額を同人に支払わなければならない。
- (2) 被申立人は、申立組合員 X3 に対する昭和 54 年 3 月 28 日付懲戒解雇処分を撤回し、原職に復帰させるとともに、同処分がなかったものとして取扱い、同処分がなければ受けるはずであった賃金相当額を同人に支払わなければならない。
- 3 申立人のその余の申立ては、これを棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

申立人あけぼのタクシー労働組合(以下「組合」という。)は、昭和 44 年 4 月結成され、同年 7 月全国自動車交通労働組合に加盟しており、本件申立て時被申立人会社内に匿名組合員を含む 7 名余の組合員で組織されている。

被申立人あけぼのタクシー有限会社(以下「会社」という。)は、車両 26 台、従業員 60 余名を有して一般乗用旅客自動車運送業を営んでいる。

2 X1、X2 の職場復帰

- (1) 昭和 51 年 8 月 21 日会社は、組合執行委員長 X1 及び同書記長 X2 を懲戒解雇に付した。この解雇に対し、組合は、当委員会に不当労働行為の救済申立てをなし、昭和 52 年 12 月 5 日当委員会は、X1、X2 の原職復帰その他を内容とする救済命令(福岡労委昭和 51 年(不)第 23 号)を発したところ、会社は、救済命令の取消訴訟(福岡地方裁判所昭和 53 年(行ウ)第 1 号)に及び、よって当委員会は緊急命令の申立てをなした。昭和 53 年 3 月 13 日同裁判所は、申立てを認容し、原職復帰を命じる決定(福岡地方裁判所昭和 53 年(行ク)第 2 号)をなし、これにより、翌 3 月 14 日から X1、X2 は運転手として職場復帰した。
- (2) X1、X2 の解雇後、組合は脱退者が続出し、壊滅の状態に陥った。これら脱退者が当時会社内に親睦団体として存在した運友会に合流し、新たに運転手会が組織され、職場委員長に X4、他に 2 名が職場委員になった。前記緊急命令決定に先だち、会社は、この運転手会を中心に X1、X2 の職場復帰に反対する趣旨の署名をさせ、これを裁判所に提出したが、この署名要請に対し、X3 ほか 2 名の者が拒否した。

3 あげぼの会

- (1) 昭和 53 年 3 月 5 日福岡市東区市民センターにおいて、あげぼの会の結成大会が開かれ、役員選挙の結果、職場委員長に X3、同委員に X4、X5、X6 が選出され、あらかじめ準備された規約も一部手直しのうえ承認された。

しかし、3 月 8 日に至り、X4 ら 3 名の職場委員は、結成大会は欠席者が多かったので不成立であると主張したため、X3 職場委員長と口論となり、X4 ら 3 名は、辞職又は X3 によって解任されるといった事態に発展した。

3 月 10 日から 12 日にかけてあげぼの会の役員改選が実施され、X3 は職場委員長から除外され、会長に X6、職場委員長に X4、職場委員に X5、X6、X7 が選出された。

- (2) あげぼの会は、会社に働らく従業員で構成し、会員の親睦、社会的地位の向上、福祉の増進を図ることを目的とし(あげぼの会規約第 4 条)、この目的を達成するための諸行事を行うほか、労働協約を締結する(同 5 条)とされており、実際にも旅行、忘年会、慶弔見舞金の拠出等、会員の親睦、福祉の活動のほか、会社と労働条件について団体交渉を行っている。その会員資格について結成時の規約では「会社従業員にして会社の利益を代表する者、職場委員会が認めない者は会員となることができない。」となっていたが、昭和 54 年 9 月、前記のほか「上部団体を持つ組織、組合に加入している者」との要件が追加された。

- (3) 会社は、昭和 53 年 1 月発行の社内報「あけぼの No. 1」の誌上で①年 1 回の従業員慰安旅行の実施、②交通違反に伴う反則金の会社負担(50%)を行うこと、このため 1 箇月 1,000 円の積立てをすること、これに伴う具体的取扱いについては、会社と従業員から委員を選出して協議するとの提案をした。

あけぼの会の申入れにより、会社は、会員の毎月の賃金から 1,000 円を厚生費としてチェックオフの方法により差引き、積立金の管理をしていたが、昭和 54 年 4 月以後、あけぼの会が、管理するようになっている。X1、X2 の職場復帰後の上記積立金の取扱いについては会社との間に協議がととのわず、従って毎月 1,000 円の積立ても行っていない。

4 X1、X2 に対する出勤停止処分

(1) 誓約書

昭和 53 年 3 月 16 日、会社は、X1、X2 の採用時に提出した誓約書の表現が旧弊なため、今回その表現を改めたことを理由として新たに誓約書を提出するよう命じ、また、両名以外の全従業員は既に提出している旨説明した。これに対し、両名は、緊急命令は解雇以前と同一の状態に戻すのがその趣旨であって採用時に誓約書を提出していること、両名以外の全員が提出しているかどうかの確認を会社が拒むため、果して全員が提出しているかどうか疑問であること等の理由でこれの提出を拒否した。

会社は、両名が誓約書の提出を拒否したこと、就業規則を認めない言動を弄したこと、会社を無法呼ばわりしたこと、業務上の点呼に応答しなかったことを理由として、X1 に対し 3 月 16 日、19 日の両日、X2 に対し 3 月 18 日、20 日の両日各出勤停止処分に付した。ただし、X2 は 3 月 18 日は自己の都合で欠勤している。

(2) 「労使共謀」との発言

ア 昭和 51 年 5 月、会社に勤務する非組合員によって運友会という名称の親睦団体が結成されて以後、組合と運友会とは対立し、組合が、運友会員を暴力団まがいの連中と記載したビラを配付したことがあった。

イ この組合ビラについて、元運友会会長 X6(現あけぼの会会長)は、職場復帰した X1、X2 に対し謝罪を求め抗議を重ねたが、昭和 53 年 3 月 26 日、X6 の抗議のなかに、福岡地方裁判所昭和 53 年(行ウ)第 1 号不当労働行為救済命令取消請求事件における「金バッチうんぬん(暴力団のこと)」との X2 証言も引用されていたことから、X1 は「裁判の証言をあなたが知るわけではなく、会社とあなたがグルになって私の出庫を妨害しているのではないか。」と発言した。

3 月 26 日会社は、この X1 の発言について取消しを求めたのに対し、X1 は、

発言自体は認めたものの、それが事実であるとして取消しを拒否した。

同日会社は、この X1 の発言について、「ありもしないことで会社を誹謗したものだ」として注意したところ、X1 は「それが事実ではないか。」と会社を罵倒したとの理由で 3 月 26 日出勤停止処分に付した。

(3) 家庭訪問

昭和 53 年 4 月 22 日、23 日会社は、一従業員の妻から「組合員が深夜に家庭訪問し、主人に組合に加入するよう勧誘して迷惑しているので会社は何らかの措置をとられたい。」との申入れがあったとして、X1、X2 に対し「組合運動をするなどいうのではないが。常識と秩序を守って行われたい。」と注意した。これに対し両名は、「家庭訪問することについて会社からとやかくいわれる筋合いのものではないので今後も正々堂々で行う」旨答えた。

会社は、X1、X2 は、自分のみが正しく会社が悪いと誹謗したとして、X1 に対して 4 月 23 日、X2 に対して 4 月 22 日出勤停止処分に付した。

(4) ユーターン(転回)

昭和 53 年 6 月 2 日会社は、X1 が、同年 5 月 30 日国道 3 号線上のユーターン禁止帯で転回したとして詰問したのに対し、同人はこれを否認し、デッチ上げだとして抗議した。

同日会社は、X1 に対し「暴言を吐き、職務上の注意を聞こうとせず、上司に反抗的態度に出た」として出勤停止処分に付した。

5 X3 に対する処分等

X3 は、昭和 46 年 9 月会社に運転手として採用され、同 47 年 4 月、いったん組合に加入したが、同 48 年 12 月、これを脱退し、同 53 年 3 月 8 日頃再加入するに至った。

(1) チャージ及びブルーフィルム

ア 昭和 52 年 10 月 6 日 Y1 営業部長は、X3 に対し「X3 が 10 月 3 日チャージ(タクシー料金メーターを倒さず、料金を着服すること。)するのを目撃したが、X3 の将来のことを考えて処分するつもりはない。自分の胸のうちに収めておくから仲良くしよう。」等と発言したのに対し、X3 は、チャージについて強く否定した。

イ 昭和 53 年 2 月 13 日 X3 は、従前 X8 運転手に貸与していたブルーフィルムと映写機を返却され、これを X9 運転手に貸与した。ところが、X9 運転手が映写機の操作を知らなかったため、X3 は業務終了後会社の承認を得ることなく課長室で操作を教え、X3 自身はブルーフィルムを見ることなく退社した。X9 運転手も退社しようとしたが、数人の同僚から請われ、映写した。

ウ 昭和 53 年 2 月 26 日 X3 は会社から運収が低いとして注意され始末書を提出している。同人の昭和 53 年 1 月、2 月、3 月の 1 日当りの平均運収は表 1 のとおりであり、また、同人の入社後の欠勤は表 2 のとおりである。

表 1

年 月	X 3	X3 を除く運転手
53 年 1 月	23,981 円	29,740 円
2 月	22,977 円	27,746 円
3 月	22,364 円	29,312 円

表 2

年 月 日	日 数	理 由
47. 5. 1～47. 5. 31	31	腰痛及び自己都合
48. 5. 30～48. 11. 29	180	肺結核
49. 9. 24～49. 10. 30	28	妻の事故

50. 8. 9～50. 8. 22	14	自己都合
51. 1. 1～51. 1. 10	10	〃
51. 8. 15～51. 8. 18	4	〃
51. 8. 22～51. 8. 26	4	〃
51. 12. 30～52. 1. 31	33	神経痛
53. 1. 10～53. 1. 16	6	風邪等
53. 1. 19～53. 1. 23	4	〃
53. 7. 1～53. 7. 16	16	糖尿病(但し、誤診)
53. 11. 1～54. 1. 31	92	神経痛

エ 昭和 53 年 3 月 14 日、会社は、X3 に対し、昭和 52 年 10 月 3 日チャージを行ったこと、昭和 53 年 2 月 13 日営業所内でわいせつ映画を上映したこと、再三の注意にもかかわらず勤務怠慢で業務に対する誠意が認められないことを理由として就業規則第 71 条第 3 号、第 73 条第 8 号、同条第 20 号に基づき、昭和 53 年 3 月 14 日から同年 6 月 13 日までの 3 箇月間の出勤停止処分に付した。

なお、会社は、ブルーフィルムを上映した X9 及びこれを見た者のうち X6 をあけぼの会職場委員としての務めを果さなかったとして各 1 週間の出勤停

止処分が付している。

(2) 誓約書の提出

昭和 53 年 6 月 14 日、Y2 営業課長は、前記 5 の(1)のエの出勤停止処分期間が満了して出勤した X3 に対し、入社時の誓約書の文言を改めたのでこれを提出するよう命じた。X3 は、採用時に提出しているとしてこれを拒否し、その際、提出しないことにより、「処分するのであれば処分しろ。」との発言をした。更に同月 16 日、18 日に亘って会社は、X3 に誓約書の提出を命じたが、X3 は、これに従わなかった。

会社は、X3 が誓約書を提出しなかったこと、その際のやりとりのなかで暴言を吐いたことを理由として就業規則第 72 条第 3 号、第 73 条第 5 号、同条第 13 号に基づき、昭和 53 年 6 月 16 日から 6 月 19 日までの 4 日間、同人を出勤停止処分に付した。

(3) 掲示文のはぎ取り(その 1)

昭和 53 年 6 月 27 日、X3 は、あけぼの会の職場委員長名でなされた掲示を自分があけぼの会の真正の職場委員長であるという考えから、はぎとった。その際、Y2 営業課長は、会社の許可した掲示物をはがさないよう注意したのに対し、X3 は、同 Y2 に「この前まで組合の幹部であり、運転手ではなかった。」等となじた。

6 月 30 日会社は、X3 が上記注意指示に従わなかったとして就業規則第 73 号第 13 号、同条第 24 号に基づき、昭和 53 年 6 月 30 日から 7 月 1 日までの 2 日間出勤停止処分に付した。

(4) 事故始末書

昭和 53 年 7 月 18 日、X3 は、福岡市中央区東中洲の一方通行路の中央帯寄りで乗客を降車させるため後部ドアを開けたところ左後方から進行してきたバイクが営業車のドアに衝突するという事故を起し、更に、同日福岡市東区美和台の団地内交差点において福和タクシーの横腹に衝突する事故を起した(相手方の道幅が X3 のそれより狭い。)この両事故によって会社は 20 万円余りの修理費を要した。

Y2 課長は、X3 に事故の注意をなし、その際、従前事故始末書を提出した者は一人もいない等と発言しながらも X3 に対しては、その提出を命じたことから、X3 は、過去に事故始末書を提出した事実が明らかにならない限り提出できないとしてこれを拒否し、「この頃は会社をやっつけることばかり頭の中にあるので仕事が手につかん。事故ぐらい起こすくさ。」等と発言した。

昭和 53 年 7 月 21 日、会社は X3 に対し事故始末書提出の拒否及びその際の暴

言を理由として就業規則第 71 条第 3 号、第 72 条第 3 号、同条第 8 号、第 73 条第 13 号に基づき、昭和 53 年 7 月 21 日から 7 月 27 日までの 7 日間の出勤停止処分に付した。

なお、会社は、昭和 52 年の 1 年間に加害、被害を含めて 100 件余りの事故があり、このうち交通反則金を科せられたものが 34 件である。また、X3 は、入社以来、上記 2 件を除いて事故を起したことはなかった。

(5) 掲示文のはぎ取り(その 2)

昭和 53 年 7 月 28 日、X3 は、あけぼの会の職場委員長名による同年度の賃金妥結を報告する掲示文をはがした。会社は上記掲示文をもとどおり貼付するように指示したのに対し、X3 は、あけぼの会の正当な委員長は自分であると主張して会社の指示を拒否し、この際「処分するなら処分しろ。」と発言した。

昭和 53 年 7 月 30 日会社は、会社が許可を与えた掲示物を無断ではぎ取り、その返却の指示にも従わず、暴言を吐いたことを理由に就業規則第 73 条第 13 号、同条第 24 号に基づき、X3 を昭和 53 年 7 月 30 日から同年 10 月 29 日までの 3 箇月間の出勤停止処分に付した。

(6) 診断書等の提出

X3 は、昭和 53 年 11 月 1 日から同 54 年 1 月 31 日までの間、腰部神経痛を患い休業したが、傷病治ゆとの阿部整形外科の診断書を予め会社に提出のうえ、2 月から乗務したい旨連絡した。昭和 54 年 2 月 2 日 X3 は出勤し、乗務を申し出たのに対し、会社は九州大学医学部付属病院の診断書を提出すること、自動車事故対策センターの適性検査を受けることを命じた。しかし X3 は、阿部整形外科の診断書だけで十分であり、これとは別に診断書を提出させた例はないと断った。これを拒否したが、会社の指示に従わぬ限り乗務できないため、2 月 14 日から 22 日にかけて会社の指示どおり、九州大学医学部付属病院の診断、自動車事故対策センターの適性検査を済ませた。そこで会社は、2 月 25 日から X3 の乗務を認め、会社の指示に従った 2 月 14 日以後の 5 乗務について休業補償をした。

(7) 無線呼出し

ア 前記 5 の(6)認定のとおり、昭和 54 年 2 月 2 日 X3 は、午前 7 時 10 分頃出勤して乗務を申し出たのであるが、部長がまだ出勤していなかったため、Y3 配車係から待機を命ぜられ、10 分間余り待機していた。この間、X3 は、同 Y3 に対して「私だけ仕事をさせないのか。私のタイムカードをなぜ外しているのか。」等となじることがあった。この X3 の発言に対し、2 月 5 日同 Y3 は「必ず仕返しするぞ。」と X3 に言い返した。

X3 は、2 月 25 日から乗務を開始したが、同日、会社の無線呼出しのうち Y3 配車係の呼出しに対してだけは応答しなかった。2 月 28 日会社は、X3 に対し、無線に応答するよう注意したが、X3 は、Y3 から仕返しされるのが恐ろしいので、しばらくは Y3 からの無線についてだけは応答できない旨返答した。

会社は、X3 が、無線呼出しに応じなかったことの反省とこれに関する始末書の提出を求めたが、これを拒否したこと、将来に亘って配車係の指示に従わない意向を示し、反抗的態度に出たことを理由に就業規則第 72 条第 3 号に基づき昭和 54 年 2 月 28 日から同年 3 月 31 日までの 1 箇月間の出勤停止処分に付した。

イ 昭和 54 年 3 月 28 日、会社は、X3 に対し、再度 Y3 配車係の無線呼出しに応答する意向があるかどうか質したのに対し、X3 は、Y3 が仕返しをしようとしているので応答できない旨答えた。

同日、会社は、X3 が、前記 5 の(1)認定の昭和 53 年 3 月 14 日から同年 6 月 13 日までの 3 箇月間、前記 5 の(2)認定の同年 6 月 16 日から同年 6 月 19 日までの 4 日間、後記 5 の(3)認定の同年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの 2 日間、前記 5 の(4)認定の同年 7 月 21 日から同年 7 月 27 日までの 7 日間、前記 5 の(5)認定の同年 7 月 30 日から同年 10 月 29 日までの 3 箇月間、前記 5 の(7)認定の昭和 54 年 2 月 28 日から同年 3 月 31 日までの 1 箇月間の各出勤停止処分を受けたこと、以上の処分を受けたにもかかわらず、更に昭和 54 年 3 月 28 日配車係の指示に従うよう説得したが、これを拒否し、反省の態度が全くなく事業上の秩序を乱したことを理由に就業規則第 73 条第 5 号、同条第 13 号に基づき懲戒解雇処分に付した。

6 組合黒板

従前、組合は、会社の許可を受けて黒板を会社内に設置していたが、これが、昭和 52 年夏頃紛失した。職場復帰した X1、X2 は、団体交渉のなかで、従前の位置に設置させるよう要求したが、会社は、組合にこれを認めるとあけぼの会、その他のグループにも認めざるを得ないとの理由で拒否し、検討を約束したものの本件終結に至るまでその回答をしていない。

7 交通反則金

X1 は、昭和 53 年 12 月 27 日、X2 は昭和 54 年 2 月 22 日各交通違反を犯し、X1 は 25,000 円、X2 は 5,000 円の交通反則金を納付した。昭和 54 年 4 月 8 日 X2 は会社にその半額を支給するよう要求したところ、会社は、両名は、福利厚生費の積立てをしていないとしてこれを拒否したため、X2 は両名以外の者からは一方的に福利厚生費を賃金から差引いているのに反し、両名からは差引かないのは差別

であるとして抗議するとともに同年 4 月分から差引くように申入れた。4 月 10 日 X2 は 1,000 円持参し 4 月分の福利厚生費の積立てを申入れたのに対し、会社は、「本月から福利厚生費の管理は、あけぼの会が行うようになった。」として、その受取りを拒否した。

8 社長懇談会

ア 昭和 53 年 5 月 1 日、2 日、17 日と 3 回に分けて会社は社長懇談会を催した。

5 月 1 日会社は、無線で乗務員に社長懇談会の呼びかけをし、弁当も準備しているので帰社するよう指示した。しかし、会社は、X1、X2 がこれに参加しようとしたところ、懇談会の内容は両名に関係のないことであるとしてこれを拒否した。

この懇談会において、会社は、X1、X2 が緊急命令に基づき職場復帰した経緯について説明し、また、一従業員の妻から「両名が深夜に電話をかけてくるため迷惑しているので会社は何らかの措置を講じられたい。」との申し出があったと前置きして、これに関する事情を聴取し、また、7 名余りの運転手から成る班を 7 班編成し、1 日当り 28,000 円の運収目標額を達成した班に対し、一定の報奨金を支払うという内容の班別体制の導入について説明した。

イ 昭和 54 年 3 月 26 日、会社は、3 月 29 日正午から社長懇談会を開催するので集合されたいとの掲示をしたが、そのなかで弁当について「会社で」用意すると当初書いていたものをその後「当方で」と書き直した。

3 月 29 日に開かれた社長懇談会に X2 が出席しようとしたところ、会社は、X2 に関係のないことであるとして同人の出席を拒否した。同日の懇談会において Y4 社長から高血圧性心臓病等が快癒したとの報告、某県議会議員の選挙あいさつ等が行われ、また、弁当が提供されたが、これは、厚生費から支出している。

9 慰安旅行

ア 昭和 53 年 5 月 21 日、22 日及び 5 月 23 日、24 日と 2 班に分けて道後温泉に一泊する旅行が実施された。X1、X2 は、厚生費も遡って支払うので自分達も旅行に参加させるよう申し入れたのに対し、会社は、旅行はあけぼの会が実施しているものであって両名はあけぼの会員ではないとしてこれを拒否した。他方、会社は、あけぼの会員ではない X10 運転手に対しては、旅行に参加するよう勧めている。この旅行には、会社の社長以下役員も参加し、会社は成績優秀な運転手について表彰している。旅行費用は 1 人当り 23,000 円余りかかったが、厚生費で不足する分については会社が助成している。

イ 昭和 54 年 5 月中旬、あけぼの会名の慰安旅行の掲示がなされ、その旅行班

員名簿のなかに X1、X2 の氏名はなかったが、あけぼの会員ではない X9 の氏名は記載されていた。

5月27日、28日及び5月29日、30日と2班に分けて嬉野温泉に一泊する旅行が行われ、Y1、Y5、Y6の各部長もこれに参加した。この旅行の宴会において数名の芸者、ホステスが接待をし、ストリップショウが行われ、また、全員空くじなしの福引が行われた。

なお、会社は、あけぼの会員ではない X9 に対し、旅行に参加するように勧めたが、X9 は参加しなかった。

10. 忘年会

昭和54年12月9日粕屋郡新宮町の料亭「鯛飽楽別館」で Y4 社長以下役員も参加のうえ忘年会が実施され、このなかで勤務成績優秀者、永年勤続者の表彰も行われた。この忘年会費用は、1人当たり5,000円乃至6,000円位かかったが、不足額については会社が助成している。

会社は、忘年会に先だち、X1、X2 に対し、あけぼの会が両名の忘年会参加を拒否しているので参加しないよう発言し、このため両名は、忘年会当日は平常勤務に就いた。他方、会社は、あけぼの会員ではない X9 に対し、会社と X1、X2 が争っているのに X9 が組合員でもなく、あけぼの会員でもないことは会社として困るのであけぼの会に加入するように勧めるとともに忘年会に参加するよう勧めた結果、X9 は、忘年会に参加した。

11. 団体交渉

昭和53年5月12日、昭和53年賃上げ、職場復帰後の X1、X2 に対する年功給の支給、年次有給休暇の付与、社内報の配布、組合黒板の設置、慰安旅行の参加等について団体交渉が実施されたが、会社は、終始、明確な回答を避け、また、この交渉を正式な団体交渉ではないという趣旨の発言をした。同年8月9日、団体交渉が開かれるに当って X1、X2 は、交渉を録音しようとしたところ会社は、これに反対し、折り合いがつかず、結局同日の団体交渉は実施されなかった。

12. 申立費用

昭和54年12月20日、昭和54年(不)第24号事件申立て以後、8回に亘り調査、審問が実施され、これに、X1、X2 は、会社に欠勤届又は年次有給休暇届を提出して出頭した。このため両名が正常に勤務した場合と比べて歩合給、基本給、精勤手当、実車手当、深夜手当等の賃金が減少した。

第2 判断及び法律上の根拠

1 X1、X2 に対する出勤停止処分について

組合は、会社が、X1 に対してなした昭和 53 年 3 月 16 日、3 月 19 日、3 月 26 日、4 月 23 日及び 6 月 2 日の各出勤停止処分並びに X2 に対してなした同年 3 月 18 日、3 月 20 日及び 4 月 22 日の各出勤停止処分は、いずれも不当労働行為であるから、上記出勤停止処分を撤回し、同人らが受けるはずであった賃金相当額を支払うことを求めている。

(但し、X2 は、昭和 53 年 3 月 18 日は自己都合で会社を欠勤しているのも同日分の賃金相当額は請求しないとしている。)のでその当否を判断する。

- (1) 先に認定した事実 2 及び 4 の(1)に述べた経緯により、X1、X2 両名は裁判所の原職復帰を命じた緊急命令により昭和 53 年 3 月 14 日から会社の職場に復帰したものであるが、会社は、3 月 16 日、職場復帰した両名に対し、新たに誓約書を提出するよう指示したところ、両名は入社時に既に誓約書を提出していること、また、緊急命令は解雇前と同一の状態に戻すのがその趣旨であり、改めて誓約書を提出する必要はないこと等の理由により、その提出を拒否したことが認められる。

これに対し、会社が、「就業規則を認めない言動を弄し、会社を無法呼ばわりした」等の理由で X1 に対して 3 月 16 日、19 日、X2 に対して 3 月 18 日、20 日各出勤停止処分にしたのはその出勤停止の理由が薄弱で合理的根拠がないものとする。

- (2) 先に認定した事実 4 の(2) (労使共謀との発言)において述べた経緯により、会社は X1 の「労使共謀」との発言について、ありもしないことで会社を誹謗しないように注意したところ、X1 は「それが事実ではないか。」と会社を罵倒したとして、昭和 53 年 3 月 26 日 X1 を出勤停止処分にしてしている。この処分は、昭和 51 年 5 月、組合が、運友会員を暴力団まがいの連中と記載したビラを配付し、更に福岡労委昭和 51 年(不)第 23 号不当労働行為救済申立事件の取消訴訟において X2 が「金バッチうんぬん。」と証言したことにより、X1、X2 と元運友会会長 X6(現あけぼの会会長)との間にトラブルが起ったことに端を発しているものであって、昭和 53 年 3 月 26 日 X1 の「労使共謀」との発言は軽率の謗りを免がれないか、その発言は、X1、X2 と対立している X6 の度重なる抗議のなかで発言されたものであって直接的には X6 と X1 との間の問題であり、ことさら会社がこの「労使共謀」との発言について取消しを求め、X1 がその取消しを拒否したとして出勤停止処分にしたのは、行き過ぎである。
- (3) 先に認定した事実 4 の(3) (家庭訪問)において述べた経緯により、会社は X1、X2 に対し、両名が組合への加入を勧誘するに当っては「常識と秩序を守って行われたい。」旨注意したのに対し、両名は「家庭訪問をすることについて会社か

らとやかく言われる筋合はないので今後も正々堂々で行う。」旨答えたとして X1 に対し、昭和 53 年 4 月 23 日、X2 に対し 4 月 22 日各出勤停止処分をしている。しかしながら、右両名が組合活動の一環として組合加入を勧誘することは許される行為であり、右の発言を促えて出勤停止処分をする合理的根拠はないものとする。

- (4) 先に認定した事実 4 の(4) (ユーターン(転同))において述べた経緯により、X1 が暴言を吐き、職務上の注意を聞こうとせず、上司に対し反抗的態度に出たとして昭和 53 年 6 月 2 日出勤停止処分に付している。

しかし、X1 が同年 5 月 30 日国道 3 号線上のユーターン禁止帯で転回したという会社側の主張に対して X1 はその事実を否認しており、これを認めるに足る確実な証拠がないばかりか、仮にその事実があったとしても会社としてはその点について警告その他相当の措置をなせば足りるのであって、これを捉えて出勤停止処分にしたのは行き過ぎでその合理性がないものとする。

以上の各事実を総合して考察すると、会社が X1、X2 両名に対してなした前記各出勤停止処分は、いずれもその実質的根拠を欠き、失当と認められるところ、会社は、前記裁判所の命じた緊急命令により昭和 53 年 3 月 14 日から X1、X2 両名を職場に復帰させたが、X1 は組合の執行委員長、X2 は同書記長として依然として組合員の勧誘など諸々の組合活動を行っていることに対して強い嫌悪の情を有していることが認められる本件において、会社の右両名に対する各出勤停止処分は労働組合法第 7 条第 1 号の不利益取扱いに当る不当労働行為と判断する。

- 2 X3 に対する出勤停止処分及び懲戒解雇処分について組合は、会社の X3 に対する(1)昭和 53 年 3 月 14 日付 3 箇月間の出勤停止処分、(2)同年 5 月 16 日付 4 日間の出勤停止処分(3)同年 6 月 30 日付 2 日間の出勤停止処分、(4)同年 7 月 21 日付 7 日間の出勤停止処分、(5)同年 7 月 30 日付 3 箇月間の出勤停止処分、(6)昭和 54 年 2 月 1 日から 24 日までの 24 日間の乗務拒否、(7)同年 2 月 28 日付 1 箇月間の出勤停止処分、(8)同年 3 月 28 日付懲戒解雇処分は、いずれも不当労働行為であるから右処分を撤同し、同人が受け取るはずであった賃金相当額の支払を求めているのでその当否について判断する。

- (1) 認定した事実 5 の(1)のチャージ及びブルーフィルムについて

会社は、X3 に対して昭和 52 年 10 月 3 日、いわゆるチャージを行ったこと、昭和 59 年 2 月 13 日会社営業所内でわいせつ映画を上映したとの理由により昭和 53 年 3 月 14 日付で同日から同年 6 月 13 日まで 3 箇月間の出勤停止処分をしている。

ところが、昭和 52 年 10 月 3 日 X3 がチャージを行った点については Y1 営業部長がそれを見たと言い、X3 はこれを否認しているが、他に現認者もないので右の事実を確定することは困難であるのみならず、チャージをしたという日は処分した日の 5 箇月以上も前のことであり、また、X3 が自己の持っているブルーフィルム及び映写機の操作方法を同僚の X9 運転手に教えるため、会社の了解をとることなく課長室でその操作を教えたことはたしかに非難されるべき行為ではあるが、会社が X3 のほかにブルーフィルムの映写に関係したとして X9、X11 両名に対し各 1 週間の出勤停止処分に付していることからみても会社の X3 に対する前記 3 箇月間の出勤停止処分は重きに過ぎ相当でないものとする。

(2) 認定した事実 5 の (2) の誓約書について

会社は、昭和 53 年 6 月 16 日 X3 が誓約書の提出に応じないで暴言を吐いた等の理由により同日から 4 日間の出勤停止処分に付した。

しかし、X3 は昭和 46 年 9 月会社に運転手として採用されたときに誓約書を提出しており、再度誓約書の提出を強制してこれに従わないことを理由に出勤停止処分にするはその間に著しく事情の変更があったとの疎明がない以上その合理的根拠は存しないものとする。

(3) 認定した事実 5 の (3) の掲示文のはぎ取りについて

会社は、X3 が昭和 53 年 6 月 27 日会社の許可したあけぼの会の職場委員長名の掲示文をはぎ取り、これを注意した Y2 課長の指示に従わなかったとして昭和 53 年 6 月 30 日から 7 月 1 日まで 2 日間の出勤停止処分に付した。

たしかに X3 の前記行為については行き過ぎがあることは否定できない。しかしながら、先に認定したとおり昭和 53 年 3 月 5 日「あけぼの会」の結成に当り役員選挙の結果 X3 は一旦職場委員長に選任されたが、その後同大会は不成立であるとして役員改選が行われ、X3 は職場委員長から除外され、X4 が職場委員長に選出された等の経緯から、X3 はその選出方法が不公正であるとしてあけぼの会に対し非常な不信感を持っているので、X3 の心情については無理からぬ点もあり、会社が許可した掲示文といっても、その内容はあけぼの会の職場委員長名のものであり、会社が右掲示文をはぎ取ったことを理由にして X3 を出勤停止処分にする合理的理由はないものとする。

(4) 認定した事実 5 の (4) の事故始末書について

会社は、X3 が昭和 53 年 7 月 18 日起きた交通事故に関する始末書の提出を命じたにもかかわらず事故始末書の提出を拒否し、その際 X3 に暴言があったとして同年 7 月 21 日から 7 月 27 日までの 7 日間の出勤停止処分にしている。

会社の事故始末書の提出を拒否した X3 の態度にも非難されるべき点がある

が、本件交通事故の場合、会社は、事故始末書の提出を待たないでもその実情はある程度把握していたものと思われるし、会社は、昭和 52 年 1 年間に 100 件余の事故があり、これについて例外なく事故始末書を徴しているか否かについても疑わしい。X3 が事故始末書を提出しなかったことを理由に 7 日間の出勤停止処分にしたのは重きに過ぎるものとする。

(5) 認定した事実 5 の (5) の掲示文のはぎ取りについて

会社は、X3 が昭和 53 年 7 月 28 日会社の許可したあけぼの会委員長名の同年賃金妥結の掲示文を無断ではぎ取り、その返却の指示に従わず暴言を吐いたことを理由に、昭和 53 年 7 月 30 日から同年 10 月 29 日までの 3 箇月間、出勤停止処分をしている。

たしかに会社の許可したあけぼの会の掲示文をはぎ取った X3 の行為については行き過ぎがあったことは否定できない。しかしながら先に 2 の (3) の項において判断のとおり、あけぼの会の結成に当って、X3 は一旦職場委員長に選任されたが、その後 X3 を除外し不公正な方法で X4 が委員長に選任されたことに対して非常に不信感を持ち、現在でも自己があけぼの会の正当な委員長であると考えている X3 の心情については無理からぬ点もあり、また、掲示文の内容もあけぼの会の委員長名でなされているのであるから、会社がこれを理由に 3 箇月という重い出勤停止処分にするのは苛酷に過ぎ合理性がないものとする。

(6) 認定した事実 5 の (6) の診断書等について

X3 は、会社が昭和 54 年 2 月 1 日から同月 24 日まで同人に対して不当に乗車を拒否したとして、会社に対し、右期間の賃金相当額の支払を求めているので、この点について判断する。

X3 は、以前から病気で長期間休業したことがあり、昭和 53 年 11 月 1 日から同 54 年 1 月 31 日までの間、腰部神経痛を患い休業したが、昭和 54 年 1 月下旬阿部整形外科の傷病が治癒したとの診断書を会社に提出して 2 月からの乗務を申し出た。これに対し会社は九州大学医学部附属病院の診断書をとること、自動車事故対策センターの適性検査を受けることを命じ、会社の指示に従うまでは乗務させないと言った。そこで X3 は会社の指示に従って昭和 54 年 2 月 14 日から 22 日までに九州大学医学部附属病院の診断及び自動車事故対策センターの適性検査を済ませた。このため会社は、2 月 25 日から X3 の乗務を認めることとし、X3 が会社の指示に従った 2 月 14 日以後の 5 乗務について休業補償をしている。

X3 は、以前にも病気で長期間休業したことがあり、会社が大事をとって、個人病院の診断書のほかに、公的機関の診断、適性検査を行わしめ、勤務に差支

えないことを確認したうえで乗務させた措置について非難さるべき点はなく、会社に対し2月1日から乗務を申し出たので、会社は当然それ以後の賃金相当額を支払えとの前記X3の請求は理由がないものと認めるので、この点に関する申立ては理由のないものとして棄却する。

(7) 認定した事実5の(7)の無線呼出しについて

会社は、X3が昭和54年2月25日配車係Y3からの無線呼出しに応答しなかったこと、その反省を求めてこれに関する事故始末書の提出を求めたがこれを拒否したこと、将来に亘って配車係の指示に従わない意向を示し反抗的態度に出たことを理由に、就業規則第72条第3号により、昭和54年2月28日から同年3月31日までの1箇月間の出勤停止処分を付した。組合は右処分は不当労働行為であるというのである。

本件においては、会社の配車係Y3とX3との間に個人的なトラブルがあったことは認められる。しかしながら会社としては、運転手が出庫してから帰庫するまでの間は無線呼出しを通じて業務連絡する以外に方法はないのであるから、会社の業務遂行上無線呼出しは重要な機能を有しているものと考えられる。そうすると、X3が配車係の無線呼出しに応答せず、会社がその反省を求めてこれに関する始末書の提出を求めたのにかかわらず、これを拒否して、将来に亘って配車係の指示に従わない意向を示したことは、重大な業務上の指示命令違反であり、また、会社のなした1箇月間の出勤停止処分は、違反事実の態様に鑑みて重きに過ぎるものとは考えられないので、組合のこの点に関する申立ては、理由のないものとして棄却する。

(8) X3に対する懲戒解雇処分について

会社はX3に対し、前記2の(1)の3箇月の出勤停止処分、同(2)の4日間の出勤停止処分、同(3)の2日間の出勤停止処分、同(4)の7日間の出勤停止処分、同(5)の3箇月間の出勤停止処分、同(7)の1箇月間の出勤停止処分をなしたにもかかわらず、同人が、昭和54年3月28日の再度配車係の無線呼出しの指示に従うようにとの会社の説得に応ぜず、反省の態度が全くなく、業務上の秩序を乱したとして、就業規則第73条第5号、及び第13条によりX3を懲戒解雇処分を付している。

前記X3に対する2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)の各出勤停止処分のなかには、前記認定のとおり処分理由が当を得ないもの、あるいは違反の程度に比較して処分が重きに過ぎると思料されるものが少ない。なるほど上記就業規則第73条第5号は「1回以上懲戒処分を受けたにもかかわらず、なお、改悛の見込みがないときは懲戒解雇する。」と規定している。しかしながら、本件にお

いて就業規則の上記条項の適用を是認するとしても、会社が X3 に対してなした前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)の各処分は、(7)の無線応答拒否を理由とする 1 箇月の停職処分を除き、いずれも処分理由が当を得ないものあるいは違反の程度に比較して処分が重きに過ぎると思料されるものであることは、先に判断のとおりである。然も会社の X3 に対する態度には、X3 が組合に加入して X1、X2 らと行動を共にするようになった昭和 53 年 3 月中旬頃から従前とは異り、同人を敵視する傾向が認められ、先のように不相当ないし苛酷な懲戒処分が累次重ねられ、X3 もそのような会社の態度や処分に対して漸次反発を強めるという悪循環が繰返されていたものと認められるのである。このような事情のもとで発生した X3 に対する処分事由の多くは、これを同人のみの責に帰せしめるのは当を得ないものと考えられるところ、その処分を相当として首肯しうる(7)の無線応答拒否の事実を併せ考慮しても会社の X3 に対する懲戒解雇処分は苛酷に過ぎ、その裁量権を逸脱したものと判断せざるを得ない。

以上の事実を総合して考察すると会社が X3 に対してなした前記(1)の 3 箇月の出勤停止処分、(2)の 4 日間の出勤停止処分、(3)の 2 日間の出勤停止処分、(4)の 7 日間の出勤停止処分、(5)の 3 箇月間の出勤停止処分及び昭和 54 年 3 月 28 日になした懲戒解雇処分は、いずれも会社が処分理由としてあげる実質的根拠を欠き失当と認められるところ、会社が前記緊急命令により X1、X2 両名が職場復帰したのに先立ち運転手会を中心に右両名の職場復帰に反対する趣旨の署名をさせ、これを裁判所に提出した際に X3 はその署名を拒否し、次いで昭和 53 年 3 月 5 日「あけぼの会」の結成大会においていったん職場委員長に選任されたが、その後職場委員長から排除され、X4 が新たに職場委員長に選出されたため、申立組合と対立しているあけぼの会に対しては強い反感を抱いていること、X3 は同年 3 月 8 日頃申立組合に加入し、X1、X2 と同調して行動していることに対し、会社は強い嫌悪の情を抱いていることが認められる本件において会社の X3 に対する前記出勤停止処分及び懲戒解雇処分は、労働組合法第 7 条第 1 号の不利益取扱いに該当する不当労働行為であると判断する。

3 その他の申立てについて

(1) 認定した事実 6 の組合黒板について

組合の申立てによると、従前組合は、会社内に組合の黒板を有していたが、昭和 52 年頃右黒板は紛失した。そこで職場復帰した X1、X2 の両名は、団体交渉で従前の位置に黒板をかけさせるように要求したのに会社がこれに応じないのは不当労働行為であるというのである。

しかし、右黒板の紛失が会社によってなされたかの点についての証拠がなく、

会社は従来あけぼの会についてもその設置を認めていないのであるから、いかなる点が会社の不当労働行為に該当するか明らかではなく、この点に関する組合の申立ては、理由のないものとして棄却する。

(2) 認定した事実 8 の社長懇談会について

昭和 53 年 5 月 1 日、2 日、17 日及び同 54 年 3 月 26 日、29 日、会社は従業員を集めて社長懇談会を開催したが、これに参加しようとした X1、X2 の出席を拒否したのは不当労働行為であるというのである。

その懇談会の内容は、会社の X1、X2 の職場復帰の経緯の説明及び一従業員の妻から X1、X2 両名から深夜電話がかかってきて申立て組合加入を勧められるので会社で何らかの措置を講じてほしいとの申し出及び会社か実施しようとする班別体制の説明、Y4 社長の病気快癒の報告、県会議員のあいさつ、等であって懇談会の域を出なかったと思われるので、これに X1、X2 両名を出席させなかったからといって不当労働行為が成立するものとは認められ難くその点に関する申立ても理由のないものとして棄却する。

(3) 認定した事実 11 の団体交渉について

組合は、昭和 53 年 5 月 12 日の団体交渉において、会社は終始明確な回答を行わず、また同年 8 月 9 日の団体交渉の際 X1、X2 は、団体交渉の発言を録音しようとしたところ、会社は録音するなら団体交渉に応じられないと主張し、当日の団体交渉は行われなかったが、このことは会社の団体交渉拒否であるというのである。

団体交渉に当って会社は、誠意をもって回答に当らねばならないのはもとよりのことである。5 月 12 日の団体交渉で終始明確な回答をしなかった会社の態度に非もみられるが、一般に組合の要求について即答できる場合もあるが、検討を要する場合もあるのであって、その後の交渉経緯の不明な本件にあっては、5 月 12 日の交渉をもって直ちに団体交渉拒否が成立するものとはいえずまた、組合が団体交渉の発言を録音することの是非はともかく、団体交渉については、事前に交渉ルールを打合せするのが通常の方法であり、本件の場合には団体交渉の内容ではなく、その方法についての意見の調整がつかなかったものと思料されるので、これをもって直ちに団体交渉を拒否した不当労働行為があったと認定することは困難である。

よって、この点に関する申立ても理由のないものとして棄却する。

(4) 認定した事実 7 の交通反則金、同 9 の慰安旅行及び同 10 の忘年会について

ア あけぼの会は、その規約によると「会員の親睦、社会的・経済的地位の向上、福祉の増進を図ることを目的とし、そのために労働条件改善のための労

働協約の締結、会員の親睦を図る……。」旨規定され、旅行、忘年会、優弔金拠出等会員の親睦福祉を図っているほか、会社と賃金等について団体交渉を行っている。あけぼの会は、組合という名称は使っていないが、全従業員を含む親睦団体ではなくて、その実質は会社と賃金交渉等も行っている別組合的存在であり、「上部団体を持つ組織、組合に加入している者は会員となることができない」として申立て組合の X1、X2 らとは激しく対立している。

会社の Y4 社長は、昭和 53 年 1 月発行の社内報「あけぼの No. 1」の誌上において①年 1 回の従業員慰安旅行実施、②交通違反に伴う反則金を会社負担(50%)とし、このため 1 箇月 1,000 円を積立て具体的取扱については会社、従業員より委員を選出して協議することを提案している。あけぼの会の申し入れにより、会社は、同年 1 月頃から X1、X2 を除くあけぼの会員の毎月の賃金から福利厚生費として 1,000 円をチェックオフの方法により差引き、これを管理していたが、昭和 54 年 3 月頃から、その管理面においてはあけぼの会がとり行い、前同様チェックオフの方法により毎月の賃金から 1 箇月 1,000 円を積立てして前記費用に充てている。X1、X2 は、昭和 53 年 3 月 14 日職場復帰して、後記交通違反を起すまでの間、前記会社の提案について会社と協議が整わず、従って 1 箇月 1,000 円の積立ても行っていない。

X1 は昭和 53 年 12 月 27 日、X2 は昭和 54 年 2 月 22 日各交通違反を犯し、X1 は 25,000 円、X2 は 5,000 円の交通反則金を支払ったとして、会社に対し右金額の 50%について支払を求めているものであるが、交通反則金は、違反を犯した本人が支払うのが原則であり、会社と協定が成立した場合にのみその負担部分の支払を求め得ると解せられるところ、本件においては、X1、X2 が会社の提案に対して合意が成立したこと及び 1 箇月 1,000 円の積立てをした事実は認められないので、この点に関する組合の申立ては、理由のないものとして棄却する。

イ 組合は、会社に対して昭和 53 年 5 月 21 日乃至 24 日及び昭和 54 年 5 月 27 日乃至 29 日に行った社内慰安旅行及び昭和 54 年 12 月 9 日に行った社内忘年会に X1、X2 を参加させなかったのは会社の不当労働行為であるとして、会社が右会合に際してあけぼの会員に補助した従業員 1 人当りの費用額を請求している。

しかしながら、右慰安旅行及び忘年会は、いずれも X1、X2 と対立するあけぼの会の名で行われたものであり、なるほど右の機会に会社の幹部が出席してあいさつをしたり、社長表彰をした事実は認められるが、会社が右会合を主催したことを認めるに足りる証拠はない。そして右会合に要する飲食費等

はあけぼの会員が積立てている前記 1 箇月 1,000 円の積立金から支出され、不足分は会社の福利厚生費からの補助で支払われているものと認められる。

なお、会社は、申立組合があけぼの会とは別個に旅行会、忘年会を現実に実施した場合は、あけぼの会員 1 人当りに要すると同程度の補助をする旨表明している。

よって、X1、X2 を前記会合に参加させなかったのは会社の不当労働行為であるとして従業員 1 人当りの費用相当額の支払を求める組合の申立ては、理由のないものとして棄却する。

- (5) 組合は、昭和 54 年 12 月 20 日申し立てた当委員会昭和 54 年(不)第 25 号事件において、右事件の申立て及び審問に度々出頭し、多大の経済的損失を蒙ったとして会社に対し、右事件に関する一切の費用(賃金の低下分、動員費、宣伝費を含む)の支払いを求め、さらに謝罪文の掲示をも求めているが、本件においては主文の救済をもって足りると思料するのでこれを棄却する。

よって当委員会は、労働組合法第 27 条並びに労働委員会規則第 43 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和 56 年 6 月 23 日

福岡県地方労働委員会

会長 副 島 次 郎 ㊟

(なお、編集に際し、本命令書に添付されていた下記のとおり「付記」により、本命令書の内容は訂正済みである。)

「付 記」

1. 命令書 1 ページ下から 6 行目の「(3)同年 3 月 26 日付」を削除する。
2. 命令書 1 ページ下から 6 行目の「(4)同年 4 月 26 日付」を「(3)同年 4 月 22 日付」と訂正する。
3. 命令書 2 ページ上から 1 行目及び 15 ページ下から 2 行目の「6 日間」を「7 日間」と訂正する。
4. 命令書 13 ページ下から 3 行目及び 15 ページ上から 4 行目の「4 月 26 日」を「4 月 22 日」と訂正する。
5. 命令書 16 ページ下から 9 行目の「昭和 53 年 6 月 18 日」を「昭和 53 年 6 月 16 日」と訂正する。

以上

昭和 56 年 10 月 30 日

福岡県地方労働委員会

会長 副 島 次 郎 印